

令和6年 第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）
会 議 録

2月29日 開会

2月29日 閉会

令和6年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月29日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和6年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月19日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 令和6年2月29日（木） 午後2時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 16名

1番	坂下且人	14番	福本耕太
2番	中西俊介	15番	三木卓
3番	佐藤好邦	16番	富田修司
4番	大山高子	17番	井下良雄
5番	中村順一	18番	宮本隆
8番	茨智仁	19番	河野雅廣
9番	金崎大和	20番	豊嶋浩三
12番	渡邊堅次	22番	白川皆男

欠席議員 6名

6番	川田匡文	11番	八木弘
7番	加藤正員	13番	丸戸研二
10番	大矢一夫	21番	古川幸義

出席関係者

広域連合長	大西秀人	事業課給付第二 グループリーダー	佐々木理恵
副広域連合長	谷川俊博	事業課保健事業 グループリーダー	桑原利枝
事務局長	合田磨	議会事務局長	北村研二
事業課長	高木和弘	議会事務局次長	高田章弘
事業課資格・保険料 グループリーダー	川渕元裕	議会事務局書記	宮脇公男
事業課給付第一 グループリーダー	松田祐季		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

議案第1号 令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

議案第2号 令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第4号 令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計予算

議案第5号 香川県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例等の一部改正について

議案第6号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部改正について

議案第7号 専決処分の承認について(令和5年度香川県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（中村順一君） これより令和6年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。

まず、先の令和6年能登半島地震により亡くなられた皆様に対し、本広域連合議会として、謹んで哀悼の意を表しますとともに被災された皆様並びに避難生活を余儀なくされている皆様に対し心からお見舞いと被災地の一日も早い復興をお祈りする次第でございます。



日程第1 議席の指定

○議長（中村順一君） それでは、まず、日程第1議席の指定を行います。

三豊市議会から選出されておりました浜口恭行君が2月22日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同議会から選出されました丸戸研二君の議席は13番に、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（中村順一君） 次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（中村順一君） 次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において12番渡邊堅次君及び15番三木卓君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（中村順一君） この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長はじめ関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（北村研二君）議案第1号から議案第7号までを朗読〕

○議長（中村順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（中村順一君） 次に、日程第4議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君） 提案説明に先立ちまして、まず、令和6年1月に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災者の救済と被災地の復旧、復興支援のために御尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、被災地域の皆様の安全と、一日も早い日常生活の回復を心よりお祈りを申し上げます。

それでは、本日の令和6年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行い、予算執行上支障が生じるもののほか、不用額が生じる見込みがあるもののうちから、補正することが適当と判断されるものを対象としたものでございます。

まず、議案第1号令和5年度 香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」では、次期標準システム機器更改スケジュールの見直しに伴い、機器更改費が当初の見込みを下回ることから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」では、保健事業と介護予防の一体的実施を行う市町への委託事

業費が当初の見込みを下回ることから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございます。予算現額から1億4,840万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算を、9億181万9,000円とするものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金をそれぞれ減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の決算剰余金による繰越金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

また、繰越明許費につきましては、次期標準システム機器更改費について、提供元である国保中央会が開発に日時を要したことにより、年度内に事業の完了が不可能となったため、措置するものでございます。

次に、議案第2号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」第1項「療養諸費」では、療養給付費が当初の見込みを下回ることから、減額補正するものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、拠出金の確定額が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」第1項「償還金及び還付加算金」では、療養給付費の過年度分の精算において、超過額が生じたことから、国庫負担金等を返還するため、増額補正するものでございます。

また、第2項「繰出金」では、一般会計の民生費において、事業費が当初の見込みを下回ることから、一般会計繰出金を減額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございます。今回の補正では、12億6,821万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算を、1,575億8,488万6,000円とするものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」第1項「市町負担金」を減額補正し、また、療養給付費が当初の見込みを下回ることなどから、第2款「国庫支出金」第1項「国庫負担金」を減額補正するとともに、第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金や健診事業費補助金が、当初の見込みを下回ることなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「県支出金」では、県負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期

高齢者交付金を、それぞれ減額補正し、第8款「繰入金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の決算剰余金による繰越金を、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号及び議案第4号の新年度予算案でございますが、令和6年度の予算編成に当たっては、医療技術の高度化や高齢化のさらなる進展により、医療費の上昇が予想されることも踏まえ、将来にわたって、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、医療の確保に努めるとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第3号令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬などのほか、議会の運営等に要する経費として、120万1,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、派遣職員に係る給与費や負担金、会計年度任用職員の報酬、被保険者証の更新に伴う通信運搬費のほか、広域連合電算処理システムの運用に要する経費等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬等を、合わせて、5億2,889万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業費として、懇話会開催経費や、ジェネリック医薬品推進事業などの医療費適正化に係る経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費等を、合わせて、2億5,831万8,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は、7億8,891万円となり、令和5年度当初予算に比べ、2億6,131万6,000円、率にして24.9%の減となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第4款「繰入金」では、特別会計からの繰入金を計上することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます、療養給付費負担金及び療養費負担金をはじめ、審査支払手数料等を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金等を、合

わせて、1,603億4,666万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費による財政影響を緩和する事業への拠出金として、9,010万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費のほか、75歳と80歳の被保険者を対象に実施する歯科健診の経費として、8億4,129万4,000円を計上したものでございます。

また、第5款「基金積立金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金積立金、142万円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の保険料等の経費や、支払基金交付金の返還金を、第2項「繰出金」では、特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて、12億7,877万4,000円を計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は、1,625億6,324万9,000円となり、令和5年度当初予算に比べ、金額で52億2,314万7,000円、率にして3.3%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金などを、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、この共同事業交付金を計上することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するため、改正するものでございます。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、でございますが、令和6・7年度保険料率改定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第7号専決処分の承認について、でございますが、高額療養費の申請件数の増加に伴い、予算の不足が見込まれることから、早急に予算を補正する必要を生じま

したので、令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、去る1月10日に専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村順一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 福本耕太君

〔福本耕太君〕登壇〕

○議員（福本耕太君） 議案第4号令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。歳入の部分について、令和6年度及び7年度の被保険者の保険料負担の引上げが前提とした予算になっているため、この点について反対します。反対理由を詳細に述べます。

保険料の引上げの理由として、①被保険者数の増加等に伴い療養給付費が増加するため。②岸田政権が進める「少子化対策」の財源を確保するためとの説明を受けたいと思いますが、まず第1に、療養給付費の増加は、後期高齢者医療保険制度が国会で議論されている段階で、既に分かっていたことでもあります。当時の厚労大臣である舛添要一大臣も75歳以上の高齢者だけで保険制度を構築すれば、財源が大幅に不足すること、そしてサービスが大幅に低下する危険性をはらんでいることを認めています。後期高齢者医療保険制度が政府によって「見切り発車」で始まった以上、財源不足は国と政府の責任であります。青天井に拡大する財源不足を、被保険者の負担増で賄うのではなく、国の責任で財源不足を補うのが道理であり保険制度を維持するための唯一の道であると考えます。被保険者の個人負担に依存すれば貧困の拡大と、国民皆保険制度の維持ができなくなる危険性があります。必要な財源の確保は、国が責任を持つこと、県や市町、高齢者に責任を転嫁しないよう求め、国庫支出で賄うよう広域連合として求めて頂きたいと思っております。

次に、「少子化対策」の財源を「高齢者負担」で賄おうとする考え方について。これは社会保障制度全体から見れば、タコが自分の足を食べるようなものです。長期的には社

会保障制度自体を脆弱にし、貧困を広げ、必要な医療や福祉を受けられない人々を増やすこととなります。繰り返しになりますが、特定の社会保障に必要な財源を、別の社会保障の被保険者の保険料で賄おうとするやり方は、邪道です。高齢者と子育て世代を分断し、利害関係で対立させる。このような国のやり方は、社会保障制度を運営する資格さえ問われます。国に対して、このようなやり方は、直ちにやめるよう広域連合として強く求め、必要な予算は、国がしかるべきところから生み出すよう強く求めて頂きたいと考えます。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

理由を述べます。予算でも反対討論をしていますので、条例では、別の角度から反対理由を述べます。

資本主義社会は「経済発展」と「社会保障制度の発展」が同時に進んでこそ健全に機能します。どちらかが停滞すると、もう一方も立ち行かなくなり結局、社会全体にひずみが生じてきます。

労働市場に健全な労働力を供給しようとするれば、直接、労働市場に労働力を供給する労働者だけでなく、その家族である子供やお年寄りが安心して暮らせる社会が土台になればなりません。その「安心社会」を構築する背骨が社会保障制度です。資本主義社会は、経済発展により得られた富によって社会保障制度を発展させ、社会保障制度の発展に支えられて、健全な経済活動と次なる発展が保障されます。言うなれば両者は「車の両輪」です。

ところが、今の日本は、一方では、日経平均株価が史上最高値を更新し続け、巨大企業の内部留保は史上空前の500兆円に膨れ上がり、個人で1兆円以上の資産を有する大富豪が生まれているのに、他方では、少子化や貧困者が急増しています。高齢化は問題ではなく、むしろ喜ばしいことですが、こうしたことも相まって、社会保障制度を支えるための財源が日増しに厳しさを増していることは事実です。

先に述べました「資本主義経済・資本主義社会の発展法則」と「今起きている社会保障の危機（後期高齢者医療保険制度の財政難）」を照らし合わせれば、社会保障全体の危機の原因は、「経済の車」と「社会保障制度の車」にベルトがかかっていないことで起きている機能不全であることが分かります。ですから高齢者個人に保険料負担の増額を求め続けても、貧困層がいたずらに広がり続けるだけで、中長期的に見れば、社会保障制度

や保険制度は悪化の一途をたどることになります。こうした付け焼き刃の手法ではなく、本質的な解決が求められます。

社会保障制度や保険制度の財政難を解決するための道筋は、「経済の車」にちゃんとベルトをかける事です。つまり経済発展の恩恵「富」を独占している巨大企業や大富裕層に、その力に応じた応分の税負担してもらい、社会保障費に充てることです。そうしてこそ、経済と社会保障制度の機能不全が解消され、双方向循環型の好循環を生み出すことができます。後期高齢者医療保険制度の財政難を解決する道もここにあります。

さらに、岸田政権は、5年間で43兆円もの税金を軍事費に使うと言っています。少子・高齢化の日本社会で、社会保障が機能不全に陥れば、「敵基地攻撃」や「反撃」などと言っている場合ではありません。政府には、武力に依存しない外交努力の能力を発揮していただき、こうした軍事予算を、全国の「後期高齢者医療保険制度」を支える予算に振り替えるよう、広域連合として、国に対して、強く求めていただきたいと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（中村順一君） 以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和6年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（中村順一君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（中村順一君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号専決処分の承認について（令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案は、これを承認することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号はこれを承認することに決定しました。

以上で、今期定例会の全日程を終わりました。



○議長（中村順一君） これにて、令和6年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会
定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時29分 閉会

会議録署名議員

議 長 中 村 順 一

議 員 渡 邊 堅 次

議 員 三 木 卓